都市計画法第５８条の２届出要領

１．届出の方法

　　届出書類

　　　　地区計画の区域内における行為の届出書　正・副各１通

　　　　届出に必要な添付書類　 　　　　　　　 各１部

　　　　※「２．届出に必要な添付書類」の表を参考に、記載した事項について根拠となるような書類を添付して下さい。

　　　　※２種類以上の行為がある場合、位置図については１部提出して下さい。

　　　　※届出後に行為（設計又は施工方法）の内容を変更する場合は、「変更届出書（添付書類を含む）を提出して下さい。

　　届出者

　　　　土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者

　　提出期限

　　　　当該行為に着手する日の３０日前まで

　　提出先

　　　　鴻巣市役所　都市建設部　都市計画課　計画担当

　　　　０４８－５４１－１３２１（内線３２７２・３２７３）

２．届出に必要な添付書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為の種類 | 図面 | 縮　尺 | 備　　考 |
| (1)土地の区画、形質の変更 | 位置図設計図 | 1／1,000以上1／100　以上 | 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示するもの |
| (2)建築物の建築、　工作物の建設、　建築物又は工作物の用途の変更 | 位置図配置図立面図平面図 | 1／1,000以上1／100　以上1／50　 以上1／50　 以上 | 方位、道路及び目標となる地物などを表示敷地内における建築物又は工作物の位置を表示２面以上各階のもの |
| ※垣又はさくの設置又は改修 | 位置図配置図立面図断面図 | 1／1,000以上1／100　以上1／100　以上1／100　以上 | 方位、道路及び目標となる地物などを表示敷地内における垣又はさくの位置を表示擁壁、配筋等を表示垣又はさくの高さ、基礎の根入れの深さを表示 |
| (3)建築物又は工作物の形態又は意匠の変更 | 位置図配置図立面図 | 1／1,000以上1／100　以上1／50　 以上 | 方位、道路及び目標となる地物などを表示敷地内における建築物又は工作物の位置を表示２面以上 |
| (4)木竹の伐採 | 位置図設計図 | 1／1,000以上1／100　以上 | 当該行為を行う土地の区域を表示するもの当該行為の施工方法を明らかにする図面 |

※必要に応じて、その他参考となるべき事項を記載した書類を添付してください。

※代理届出の場合には委任状を添えて下さい。

備　考

１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

３　建築物等の用途の変更について変更部分が２以上あるときは、各部分ごとに記載すること。

４　地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

５　都市計画法第１２条の９に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。

　　(1)　当該建築物の建築については、(2)　(ロ)　(ⅲ)延べ面積欄の（　）の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。

　　(2)　当該建築物の用途の変更については、(2)　(ロ)　(ⅰ)敷地面積の合計欄及び(2)　(ロ)　(ⅲ)延べ面積の合計欄（同欄中の（　）は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。

６　同一の土地の区域について２以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。